

水質試験と簡易専用水道検査

水 質 試 験

動 向

水質検査機関の登録制度が導入され8年が経過し、現在218機関が登録を行っている。その検査機関が行う水質検査の信頼性の確保を柱とした水道法施行規則が改正され本年4月に施行された。とりわけ、分析前工程である採水方法や試料の搬送時間の厳守、分析関係では異常値が出た場合の対応や、依頼者の求めに応じた生データの公表が盛り込まれた。来年10月に公表される妥当性のガイドラインでは、個々の検査機関の検査実施標準作業書等に定める試験手順や使用機器等の妥当性の検証が付加される。

結 果

平成24年度の実施総数は1,888件、このうち一般試験は1,186件（63%）、15項目以上の精密試験は314件（16%）、その他は396件（21%）。用途別の実施件数では、専用水道水（自家用水道又は水道事業以外に該当する）が38%と最も多く、簡易専用水道水が32%、水道水が10%の順となり、全体の8割を占めた。受託数は昨年度の約6割と大幅に減少しており、専用水道を管理する管理会社等の欠落が主な理由に挙げられる。

飲用目的の検査結果のうち不適件数は101件（5%）となり、例年より若干増加している。その内訳をみると、井戸水が30件（1.6%）と最も多く、続いて専用水道水は25件（1.3%）と続いている。井戸水の不適合率が高かった理由として、近年の災害、緊急時に飲用として適するかどうかの確認依頼が結果に影響しているものと考えられる。水質基準に適合しなかった検査項目では、例数は少ないもののヒ素とマンガンの不適合率が5%を超えた。不適合率が1%以上5%未満となった項目は一般細菌、鉄、臭気、色度及び亜鉛であり、使用頻度の少ない井戸水や簡易専用水道などで発生している。

プール水の検査は近年受託数が微増傾向にあり、今年度380件実施した。検査結果では、残留塩素が基準に達しない施設が15%にのぼり、使用が限られたプール水の管理が課題となっている。

簡易専用水道検査等

動 向

平成24年4月1日、財団法人から公益財団法人へと名称が変更になり、簡易専用水道検査の登録機関名を国、県、政令市等に変更の手続きを行った。

また、平成24年度末には、簡易専用水道検査機関登録更新のため厚生労働大臣に更新申請書類を提出し、登録が更新された。この登録更新により神奈川県内を検査区域とした検査機関は前回時の登録よりさらに増え20機関となり、顧客獲得競争がさらに激化し、低価格機関へと検査が移行している。

検査実施状況と結果

簡易専用水道検査の実施数は2,157件で、前年度より268件減少し、実施率88.9%であった。このうち、横浜市内では2,003件で、前年度と比較すると271件減少している。減少の主な要因は、直結給水方式に伴う受水槽の廃止、社宅や寮の廃止、低価格の検査機関への移行などである。一方、横浜市を除いた川崎市や神奈川県内は昨年とほぼ同数である。

検査結果は、実施数2,157件のうち、良好施設2,001件（92.8%）、残り156件が不適合施設であり、このうち41件が行政指導の必要な施設となっている。受水槽の有効容量区分別の不適合施設では横浜市、川崎市、その他では有意差は認められない。

不適合内容の内訳は受水槽の本体の状態、周囲の状態、マンホールの状態の順となっている。項目別では、地下式受水槽施設の槽内全体が見えない施設が最も多く、水槽室内の底部にたまり水が生じている施設などの順である。また、報告助言項目では、雨水等が浸入する恐れのある施設31件、槽内に動物等の死骸がある施設11件の順である。

一方、小規模受水槽水道検査は202件で前年度より19件の減少であった。不適内容については、簡易専用水道検査とほぼ同様な傾向であった。

関係の集計表は138頁に掲載